

岩手県告示第974号

海岸法（昭和31年法律第101号）第5条第4項の規定に基づき、漁港区域に接する海岸保全区域のうち、漁港管理者である岩手県知事が管理することが適当であると認められ、知事と漁港管理者である岩手県知事とが協議して定める区域は、次のとおりである。

平成27年12月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 海岸名 岩手県三陸北沿岸田老漁港海岸乙部地区海岸及び向山地区海岸
- 2 協議して定める区域 海岸保全区域の指定（平成27年岩手県告示第971号）により指定した岩手県三陸北沿岸田老漁港海岸乙部地区海岸及び向山地区海岸に係る海岸保全区域のうち、田老漁港区域に接する区域の全部（別紙図面のとおりに。）

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県農林水産部漁港漁村課及び沿岸広域振興局水産部宮古水産振興センターに備えておいて縦覧に供する。